

浜松市公告第 2 1 9 号

農業経営基盤強化促進法(昭和 55 年法律第 65 号)第 19 条第 1 項の地域計画を定めたので、同法第 19 条第 8 項の規定に基づき公告し、定めた地域計画を下記により縦覧します。

令和 7 年 3 月 3 1 日

浜松市長 中 野 祐 介

記

1. 地域計画を定めた地域

富塚和合・神久呂・入野、雄踏、伊佐見、和地・花川、庄内、篠原・舞阪・新津
可美・江西、河輪・五島・白脇、芳川・飯田、笠井・中ノ町、長上・積志・和田、
浜名・北浜、中瀬・赤佐・亀玉、三方原、都田、細江、引佐、三ヶ日、天竜・龍
山、春野、佐久間・水窪 (20 地区)

2. 地域計画を定めた日

令和 7 年 3 月 31 日

3. 地域計画の縦覧場所

浜松市産業部農業振興課(浜松市中央区元城町 103 番地の 2)

浜松市農地銀行システムホームページ(<https://www.hamanougin.jp/>)

浜松市公告第 442 号

農業経営基盤強化促進法(昭和 55 年法律第 65 号)第 19 条第 1 項の地域計画を変更したので、同法第 19 条第 8 項の規定に基づき公告し、変更後の地域計画を下記により縦覧します。

令和 7 年 7 月 1 8 日

浜松市長 中 野 祐 介

記

1. 地域計画を変更した地域

富塚和合・神久呂・入野、雄踏、伊佐見、和地・花川、篠原・舞阪・新津可美・江西、河輪・五島・白脇、芳川・飯田、笠井・中ノ町、長上・積志・和田、浜名・北浜、中瀬・赤佐・龜玉、三方原、都田、細江、天竜・龍山 (15 地区)

2. 地域計画を変更した日

令和 7 年 7 月 1 8 日

3. 地域計画の縦覧場所

浜松市産業部農業振興課(浜松市中央区元城町 103 番地の 2)

浜松市農地銀行システムホームページ(<https://www.hamanougin.jp/>)

浜松市公告第 6 5 2 号

農業経営基盤強化促進法(昭和 55 年法律第 65 号)第 19 条第 1 項の地域計画を変更したので、同法第 19 条第 8 項の規定に基づき公告し、変更後の地域計画を下記により縦覧します。

令和 7 年 1 2 月 1 8 日

浜松市長 中 野 祐 介

記

1. 地域計画を変更した地域

富塚和合・神久呂・入野、雄踏、伊佐見、和地・花川、庄内、篠原・舞阪・新津
可美・江西、河輪・五島・白脇、芳川・飯田、笠井・中ノ町、長上・積志・和田、
浜名・北浜、中瀬・赤佐・亀玉、三方原、都田、細江、引佐、三ヶ日、天竜・龍
山 (18 地区)

2. 地域計画を変更した日

令和 7 年 1 2 月 1 8 日

3. 地域計画の縦覧場所

浜松市産業部農業振興課(浜松市中央区元城町 103 番地の 2)

浜松市農地銀行システムホームページ(<https://www.hamanougin.jp/>)

浜松市公告第 4 5 9 号

農業経営基盤強化促進法(昭和 55 年法律第 65 号)第 19 条第 1 項の地域計画を変更したので、同法第 19 条第 8 項の規定に基づき公告し、変更後の地域計画を下記により縦覧します。

令和 8 年 7 月 2 4 日

浜松市長 中 野 祐 介

記

1. 地域計画を変更した地域

富塚和合・神久呂・入野、雄踏、伊佐見、和地・花川、庄内、篠原・舞阪・新津可美・江西、河輪・五島・白脇、芳川・飯田、笠井・中ノ町、長上・積志・和田、浜名・北浜、中瀬・赤佐・亀玉、三方原、都田、細江、引佐、三ヶ日、天竜・龍山（18 地区）

2. 地域計画を変更した日

令和 8 年 7 月 2 4 日

3. 地域計画の縦覧場所

浜松市産業部農業振興課(浜松市中央区元城町 103 番地の 2)

浜松市農地銀行システムホームページ(<https://www.hamanougin.jp/>)